

循環型社会形成推進基本計画
個別法・個別施策の進捗状況調査票

1	資源の有効な利用の促進に関する法律	1
2	廃棄物処理法	3
3	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 (容器リサイクル法)	4
4	特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)	5
5	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(食品リサイクル法)	6
6	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)	8
7	使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)	9
8	ポリ塩化ビフェニル化合物廃棄物特別措置法	10
9	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)	11
10	電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法	12
11	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律 (フロン回収破壊法)	13
12	主な個別物品の廃棄物・リサイクル対策	14
13	不法投棄・原状回復対策	19
14	産業廃棄物の最終処分場の整備	20
15	技術開発	21
16	その他	22

個別法・個別施策の進捗状況調査票（様式2）

府省名 経済産業省

関係府省名 財務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省

1.個別法・個別施策の名称：資源の有効な利用の促進に関する法律
2.個別法・個別施策の概要
<p>資源の有効な利用の促進を図るために、製品の設計・製造段階から回収・リサイクルに至る各段階における製造業者等のリデュース、リユース、リサイクルのための義務や取組の判断の基準について定めている。具体的には以下の項目について規定。</p> <p>特定省資源業種：製造段階で省資源化や副産物の発生抑制に取り組むべき業種を指定し、事業者の判断の基準を定めている。また、特定省資源業種のうち、大規模事業者については省資源化の実施に関する計画を策定し、主務大臣への提出を義務づけている。</p> <p>特定再利用業種：再生資源の利用や再生部品の利用に取り組むべき業種を指定し、事業者の判断の基準を定めている。</p> <p>指定省資源化製品：原材料の使用合理化や製品の長寿命化が求められる製品を指定し、事業者の判断の基準を定めている。</p> <p>指定再利用促進製品：リユース、リサイクルが容易な設計が求められる製品について指定し、判断の基準を定めている。</p> <p>指定表示製品：分別回収の際の識別を容易にするために、指定する製品について、表示の基準を定めている。</p> <p>指定再資源化製品：指定する製品について、製品の製造者などに製品の廃棄後の自主回収や再資源化の判断の基準を定めている。</p> <p>指定副産物：再生資源の利用を促進すべき副産物を指定し、事業者の再生資源の利用の促進に関する判断の基準を定めている。</p>
3.進捗状況
<p>現在、各指定業種等毎に以下の数の業種、製品を指定。</p> <p>特定省資源業種：5業種、 特定再利用業種：5業種、 指定省資源化製品：19品目、 指定再利用促進製品：50品目、 指定表示製品：7品目、 指定再資源化製品：2品目、 指定副産物：2副産物。</p> <p>その他、平成15年10月に指定再資源化製品に指定されていたパソコンの対象範囲を拡大し、事業系に加え家庭系のパソコン（デスクトップ型パソコン、ノート型パソコン、</p>

ディスプレイ)を対象とし、これによりパソコンメーカー等によるこれら製品の自主回収、再資源化が始められた。

4.今後の課題・見直しの方向性

今後も、対象製品の追加等により、製品全体の包括的なリデュース・リユース・リサイクルの推進を目指すとともに、事業者からの実施計画提出などを通じて、制度全体の実効性の強化を継続的に進めていく。

また、個別品目の対応としては、自動車用バッテリーについて指定再資源化製品への指定の可能性も含めたりサイクルシステム再構築を検討予定。

個別法・個別施策の進捗状況調査票（様式2）

府省名 環境省

関係府省名 _____

1.個別法・個別施策の名称：廃棄物処理法
2.個別法・個別施策の概要
<p>「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」は、廃棄物の排出を抑制し、廃棄物を適性に分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的としており、廃棄物の排出量の増加や質の多様化、不法投棄問題の顕在化等、廃棄物をめぐる状況の変化を受け、近年数度にわたって改正が行われている。</p> <p>第5条の2に規定されている「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」において、以下の目標を定めている。（目標年度H22）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>一般廃棄物 排出量 4,900 万 t、再生利用量 1,200 万 t、最終処分量 640 万 t 産業廃棄物 排出量 4 億 5,800 万 t、再生利用量 2 億 1,700 万 t、最終処分量 3,000 万 t</p> </div> <p>また、第5条の3に規定されている廃棄物処理施設整備計画において、以下の目標が定められている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>ごみのリサイクル率 21%、ごみ減量処理率 97%、一般廃棄物処分場の残余年数 平成 14 年度の水準維持、し尿の衛生処理率を概ね 100%、浄化槽処理人口普及率 11%、 （以上、目標年度 H19） PCB 廃棄物の処理を H28 年 7 月までに完了</p> </div>
3.進捗状況
<p>廃棄物の排出量の高水準での推移や最終処分量の残余容量のひっ迫、大規模不法投棄の多発などの課題を踏まえ、不法投棄の未然防止とリサイクルの推進を目的として、廃棄物処理法の改正を行った。</p> <p>なお、基本方針の目標に対する平成 13 年度実績は以下の通りである。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>一般廃棄物 排出量 5,500 万 t、再生利用量 830 万 t、最終処分量 1,000 万 t 産業廃棄物 排出量 4 万 t、再生利用量 1 億 8,300 万 t、最終処分量 4,200 万 t</p> </div> <p>廃棄物書誌施設整備計画の目標に対する実績は以下の通りである。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>ごみのリサイクル率 15.0%、ごみ減量処理率 94.4%、一般廃棄物処分場の残余年数 12.5 年、 し尿の衛生処理率 95.5%（以上、H13 年度）、浄化槽処理人口普及率 8.1%（H15 年度） PCB 廃棄物保管量(高圧トランス等 27 万台、廃 PCB 等 2,700 t、柱上トランス 186 万台)(H14)</p> </div>
4.今後の課題・見直しの方向性
<p>今後とも、廃棄物に関する現状の変化にあわせ、適正な廃棄物の処理及びリサイクルの推進を目指して法律の運用を行う必要がある。</p> <p>H16 年度には、国の役割の強化による不適正処理事案の解決や硫酸ピッチ等の罰則の強化などによる不法投棄の撲滅、最終処分場や廃棄物処理施設に関する様々な問題の解決を目指して行った改正の円滑な施行を進めていく。</p>

個別法・個別施策の進捗状況調査票（様式2）

府 省 名 環境省 経済産業省 財務省 厚生労働省 農林水産省

関係府省名 _____

1.個別法・個別施策の名称： 容器包装リサイクル法
2.個別法・個別施策の概要 <p>家庭から排出されるごみの重量の約2～3割、容積で約6割を占める容器包装廃棄物について、リサイクルの促進等により、廃棄物の減量化を図るとともに、資源の有効利用を図るため、平成7年6月に制定され、同年12月に一部施行、平成9年4月に本格施行、平成12年4月から完全施行されている。</p> <p>容器包装リサイクル法において、ごみについて、市町村が全面的に処理責任を担うという従来の考え方を改め、容器包装の利用事業者や容器の製造等事業者、消費者等に一定の役割を担わせることとしたところである。</p> <p>容器包装リサイクル法の対象となる容器包装は、家庭から排出されるスチール缶、アルミ缶、ガラスびん、ペットボトル、紙パック、プラスチック製の容器包装、紙製の容器包装及び段ボールとなっている。</p> <p>容器包装リサイクル法においては、容器包装廃棄物の排出者である消費者は、分別排出を行い、市町村は、分別収集を行い、事業者は、再商品化を行うという役割を担っている。</p> <p>法附則において、法律の施行後10年を経過（平成17年12月）した場合において、一部規定の施行の状況に検討を加え、その結果に基づいて、必要な措置を講ずることとされている。</p>
3.進捗状況 <p>容器包装廃棄物の分別収集及び再商品化は着実に進展している。</p> <p>（平成15年度の実績）</p> <ul style="list-style-type: none">・分別収集量の合計 2,626,089(t) (前年度 2,429,560(t))・再商品化量の合計 2,583,016(t) (前年度 2,367,721(t))
4.今後の課題・見直しの方向性 <p>法の見直しの評価・検討を行うべく、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会（容器包装リサイクル制度に関する拡大審議）及び産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会容器包装リサイクルWGにおいて、審議を開始。</p> <p>平成17年秋頃を目途に容器包装リサイクル制度の評価・検討の取りまとめを行う予定。</p>

個別法・個別施策の進捗状況調査票（様式2）

府省名 環境省

関係府省名 経済産業省

1.個別法・個別施策の名称：特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）
2.個別法・個別施策の概要 一般家庭や事業者から排出された廃家電4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機）を、小売業者が収集・運搬し、製造業者等が有用な部品や材料を回収して、同法で定める基準（再商品化率）以上の割合で再商品化することにより、廃棄物を減量するとともに、資源の有効な利用を推進する。
3.進捗状況 平成13年4月から始まった家電リサイクル法は、施行3年目を終え、過去3年間の廃家電4品目の回収台数は、平成13年度 855万台、平成14年度 1015万台、平成15年度 1046万台であり、回収台数は年々増加しており、施行は着実に定着している。 また、平成15年度の再商品化実績（法定再商品化率）は以下のとおりであり、いずれも高い水準である。 エアコン 81%（60%以上） テレビ 78%（55%以上） 冷蔵庫 63%（50%以上） 洗濯機 65%（50%以上）
4.今後の課題・見直しの方向性 家電リサイクル法は、附則第3条において「施行後5年を経過した場合において、施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること」とされており、これを踏まえ、評価・検討を行う。

個別法・個別施策の進捗状況調査票（様式2）

府省名 農林水産省

関係府省名 財務省・厚生労働省・経済産業省・国土交通省・環境省

1.個別法・個別施策の名称：6 . 食品リサイクル法
2.個別法・個別施策の概要
<p>・趣旨</p> <p>食品の売れ残りや食べ残しにより、又は食品の製造過程において大量に発生している食品廃棄物について、発生抑制と減量化により最終的に処分される量を減少させるとともに、飼料や肥料等の原材料として再生利用するため、食品関連事業者（製造、流通、外食等）による食品循環資源の再生利用等を促進。</p> <p>・基本方針の策定等</p> <p>(1)主務大臣は、食品循環資源の再生利用等を総合的かつ計画的に推進するため、基本方針を定めており、基本方針のなかで、個々の食品関連事業者における食品循環資源の再生利用等を実施すべき量に関する目標を、平成18年度までに20%に向上と定める。</p> <p>(2)国は、食品循環資源の再生利用等を促進するために必要な資金の確保、情報の収集、整理及び活用、広報活動等に努める。</p> <p>・食品関連事業者による再生利用等の実施</p> <p>(1)食品関連事業者は、主務大臣が定める判断の基準となるべき事項に従い、再生利用等に取り組むものとする。判断の基準となるべき事項では再生利用等の実施の原則、発生抑制の方法、特定肥飼料等の製造基準等について定める。</p> <p>(2)主務大臣は、食品関連事業者に対し、必要があると認めるときは、指導、助言を行うことができる。</p> <p>(3)主務大臣は、再生利用等が基準に照らして著しく不十分であると認めるときは、食品関連事業者（年間の食品廃棄物等の発生量が100トン以上のもの）に対し、勧告、公表及び命令を行うことができる。</p> <p>・再生利用を実施するための措置</p> <p>(1)食品循環資源の肥飼料化等を行う事業者についての登録制度を設け、委託による再生利用を促進。この場合、廃棄物処理法の特例等（運搬先の許可不要、料金の上限規制をやめ事前の届出制を採用、差別的取扱の禁止）及び肥料取締法・飼料安全法の特例（製造・販売の届出不要）を講ずる。</p> <p>(2)食品関連事業者が、農林漁業者等の利用者や肥飼料化等を行う者と共同して再生利用事業計画を作成、認定を受ける仕組みを設け、三者一体となった再生利用を促進。この場合、廃棄物処理法の特例等及び肥料取締法・飼料安全法の特例を講ずる。</p>

3.進捗状況	
<ul style="list-style-type: none"> 食品廃棄物の再生利用等の実施率(平成15年度実績。発生抑制分については14年度実績を加算) 	
食品製造業	71%
食品卸売業	46%
食品小売業	26%
外食産業	19%
食品産業合計	45%
4.今後の課題・見直しの方向性	
<ul style="list-style-type: none"> 食品リサイクル法に基づく基本方針の見直し等を平成18年度末までに実施。 	

個別法・個別施策の進捗状況調査票（様式2）

府省名 国土交通省

関係府省名 環境省

1.個別法・個別施策の名称：7．建設リサイクル法
2.個別法・個別施策の概要
<p>特定の建設資材について、その分別解体等及び再資源化等を促進するための措置を講じるとともに、解体工事業者について登録制度を実施すること等により、資源の有効利用の確保と廃棄物の適正処理を図り、もって生活環境の保全と国民経済の健全な発展に寄与することを目的としている。具体的には以下の項目について規定。</p> <p>分別解体等及び再資源化等の義務付け：一定の建設工事（対象建設工事）について、受注者に分別解体等及び再資源化等の義務付けを行うことにより、建設廃棄物のリサイクルを推進する。</p> <p>分別解体等及び再資源化等の実施の流れ：分別解体等及び再資源化等の手続きは、元請業者から発注者への説明、発注者から都道府県知事への工事の届出、元請業者等から下請負人への告知、分別解体等及び再資源化等の実施、元請業者から発注者への報告で行われ、こうした手続きを踏むことにより、建設廃棄物のリサイクルが適正に推進される仕組みとなっている。</p> <p>分別解体等及び再資源化等の実施を確保するための措置：分別解体等及び再資源化等の適正な実施を確保するため、上記の措置のほか、解体工事業者の登録制度の創設等の措置を講じている。</p> <p>基本方針において特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する目標を設定：平成22年度における再資源化等率は、特定建設資材廃棄物（コンクリート塊、建設発生木材及びアスファルト・コンクリート塊）について、95%とする。特に国の直轄事業においては特定建設資材廃棄物について、平成17年度までに最終処分する量をゼロにすることを目指す。</p>
3.進捗状況
<p>< 特定建設資材廃棄物（全体）の再資源化等率 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンクリート塊 98%（H14） ・建設発生木材 89%（H14） ・アスファルト・コンクリート塊 99%（H14） <p>< 特定建設資材廃棄物（国の直轄事業）の再資源化率 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンクリート塊 97%（H14） ・建設発生木材 71%（H14） ・アスファルト・コンクリート塊 99%（H14）
4.今後の課題・見直しの方向性
<p>コンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊については、平成14年度の実績でいずれも建設リサイクル法の目標である95%を超えており、今後はその維持が課題となっている。また、建設発生木材は再資源化等が進展しているものの、さらなる取り組みが求められている。</p>

個別法・個別施策の進捗状況調査票（様式２）

府省名 経済産業省

関係府省名 環境省

1.個別法・個別施策の名称： 使用済自動車の再資源化等に関する法律
2.個別法・個別施策の概要
<p>自動車製造業者等及び関連事業者による使用済自動車の引取り及び引渡し並びに再資源化等を適正かつ円滑に実施するための措置を講じることにより、使用済自動車に係る廃棄物の減量並びに再生資源及び再生部品の十分な利用等を通じて、使用済自動車に係る廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保等を図る。</p>
3.進捗状況
<p>< 14年7月 自動車リサイクル法公布 ></p> <p>15年9～10月 第2回関係事業者向け全国説明会の開催 16年1～（6月）関係事業者向けの実務説明会を順次開催</p> <p>< 16年7月1日 ・第二段階施行（許可の開始等） 3ヶ月以内に解体業・破砕業の許可申請（廃棄物処理法の業の許可を受けている場合は届出）が必要。 ・各自動車製造業者・輸入業者より、順次、リサイクル料金を公表。 ・関係事業者向け説明会の開催、一般自動車ユーザー向け広報の展開。 来年1月1日 ・本格施行（行為義務、リサイクル料金の預託義務等が発生） ></p>
4.今後の課題・見直しの方向性
<p>H17年1月1日の本格施行に向け、関係事業者等への周知及び一般自動車ユーザーへの普及広報。（関係事業者に対する制度・実務の詳細に関する説明会の開催、また、自動車所有者・ユーザーに対しTV、ラジオ、新聞、雑誌等のマス広告に加え、ポスターやリーフレットの配布、シンポジウムの開催等の幅広い理解活動を実施することが必要。）</p>

個別法・個別施策の進捗状況調査票（様式2）

府省名 環 境 省

関係府省名

1.個別法・個別施策の名称	ポリ塩化ビフェニル化合物廃棄物特別措置法
2.個別法・個別施策の概要	<p>この法律は、ポリ塩化ビフェニル(以下、「PCB」という。)廃棄物の保管、処分等について必要な規制等を行うとともに、PCB廃棄物の処理のための必要な体制を速やかに整備することにより、その確実かつ適正な処理を推進し、もって国民の健康の保護及び生活環境の保全を図ることを目的として設立された。具体的な内容は次のとおり。</p> <p>PCB廃棄物保管事業者の義務</p> <p>PCB廃棄物を保管する事業者は、平成28年7月15日までにPCB廃棄物を処理すること、毎年度、PCB廃棄物の保管及び処分の状況を都道府県知事・政令市長に届け出なければならないこととしている。、譲渡しと譲受けを原則禁止としている。</p> <p>国および都道府県の義務</p> <p>国はPCB廃棄物処理基本計画を策定し、都道府県は国の基本計画に則してその区域内のPCB廃棄物処理計画を策定することとしている。また、都道府県は、保管事業者からの毎年度の届出に基づき、PCB廃棄物の保管及び処分の状況を公表することとしている。また、環境大臣及び都道府県知事は、保管事業者の事務所その他に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査することができるとしている。</p> <p>PCB製造者の義務</p> <p>PCB製造者等は、国及び地方公共団体が実施する施策に協力（PCB廃棄物処理基金への出えん等）することとしている。</p>
3.進捗状況	<p>PCB特別措置法に基づくPCB廃棄物の保管等の届出の全国集計結果</p> <p>各都道府県・政令市より集められたPCB廃棄物届出データを集計し公表した。</p> <p>PCB広域的拠点処理事業</p> <p>PCB特措法等の制定以降、旧環境事業団(現日本環境安全事業株式会社)を活用したPCB廃棄物の処理体制の整備を進めてきたところである。平成16年3月30日に北海道及び室蘭市から事業対象地域の拡大を受入れる旨の回答があり、これにより全国のPCB廃棄物について、北九州市、大阪市、東京都、愛知県豊田市、北海道室蘭市の5カ所の拠点的広域施設において、処理する体制が整備された。</p> <p>低濃度PCB汚染物対策検討委員会</p> <p>平成14年7月、PCBを使用していないとする変圧器等の重電機器の中に、低濃度のPCBに汚染された絶縁油を含むものが存在することが明らかになったことを受け、専門家による「低濃度PCB汚染物対策検討委員会」を設置した。原因の究明と処理の基本的方向等を検討している。</p> <p>PCB廃棄物の収集・運搬にかかる政省令の改訂とガイドラインの策定</p> <p>PCB廃棄物の収集運搬時の安全性の確保及び効率的な輸送を確保するため、必要な政省令の改訂を行うとともに、「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」をとりまとめた。</p> <p>PCB廃棄物処理基金</p> <p>中小企業が保管している高圧トランス・コンデンサの処理に要する費用の一部に充てるPCB廃棄物処理基金の造成のため、47都道府県から補助を受けるとともに国自らも予算措置を行った。</p>
4.今後の課題・見直しの方向性	<p>PCB広域的拠点処理事業</p> <p>日本環境安全事業株式会社を活用した円滑な運営。適切な処理料金の設定。</p> <p>低濃度PCB汚染物対策検討委員会</p> <p>原因究明と適切な対応策の検討</p> <p>PCB廃棄物処理基金</p> <p>国・都道府県のみでなく、絶縁油・電気機器メーカー等からの基金出えんを促す。</p>

個別法・個別施策の進捗状況調査票（様式2）

府省名 環境省

関係府省名 各府省

1.個別法・個別施策の名称：グリーン購入法
2.個別法・個別施策の概要
<ul style="list-style-type: none">・法律の着実な施行を図るとともに、グリーン製品・サービスの開発・普及の状況、科学的知見の充実等に応じ、国等が重点的にその調達を推進すべき特定調達品目やその基準等の見直し・グリーン製品・サービスに関する情報の内容及び提供の方法、適切な情報の提供を確保するための方策等情報提供体制の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じること（平成19年度末頃まで）
3.進捗状況
<ul style="list-style-type: none">・法に基づき、国等の機関がグリーン購入を計画的に実施していくための基本方針を平成13年2月に閣議決定した。その中で、14分野101品目について、国等が重点的に調達を推進すべき特定調達品目及びその判断の基準を定めた。特定調達品目等については、その開発・普及の状況、科学的知見の充実等に応じて適宜品目の追加・見直しを行っていくこととしており、これまで毎年度、基本方針の改定を行っている。平成15年度においても、平成16年3月16日に、23品目の追加等を行う基本方針の一部変更について閣議決定し、現在の特定調達品目は16分野199品目となっている。・事業者や民間団体等が個別に実施する多種多様な環境物品情報の情報源情報を整理・分析し、消費者が利用しやすい形で提供する環境ラベル等データベースを、平成13年4月に試行的に運用を開始し、平成14年8月から本格的運用を行っている。制度の変更や新規制度の登録等情報内容について、年3回の更新を行っている。
4.今後の課題・見直しの方向性
<ul style="list-style-type: none">・国等の機関がグリーン購入を計画的かつ効果的に実施していくため、国等が重点的に調達を推進すべき特定調達品目やその基準等の見直しを行う。・更に消費者に環境ラベル等データベースを利用してもらい、グリーン購入を促進していくため、更なる情報内容の充実とシステムの機能面の拡充を図る。

個別法・個別施策の進捗状況調査票（様式2）

府省名 経済産業省

関係府省名 _____

1.個別法・個別施策の名称：電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法
2.個別法・個別施策の概要 小売電気事業者（一般電気事業者、特定電気事業者、特定規模電気事業者）に対し、販売する電力量に応じて一定量の新エネルギー等（風力、太陽光、地熱、中小水力、バイオマス）電気を利用することを義務づける法律。小売電気事業者は、上記の新エネルギー等の中から、経済性の高いものを選んで利用することができる。
3.進捗状況 ・本法は平成15年4月1日に全面施行された。 ・平成15年度の全電気事業者の義務量の合計は32.7億kWhであり、全ての電気事業者が義務を履行済み。 ・なお、平成15年度中の設備認定件数は、141,935件。
4.今後の課題・見直しの方向性 ・平成16年度の全電気事業者の義務量合計は36.0億kWh。 ・本年度も円滑な義務の履行が期待される。 ・今後の義務量は、平成22年度利用目標122億kWhの達成に向け、毎年度増加する見通し。 ・なお、新エネルギー等の利用目標は、4年ごとに当該年度以降の8年間について定めることとされている。

個別法・個別施策の進捗状況調査票（様式2）

府省名 環境省

関係府省名 経済産業省

1.個別法・個別施策の名称： フロン回収破壊法の施行
2.個別法・個別施策の概要 オゾン層を破壊し又は地球温暖化に深刻な影響をもたらすフロン類の大気中への排出を抑制するため、特定製品からのフロン類の回収及びその破壊の促進等に関する指針及び事業者の責務を定めるとともに、特定製品に使用されているフロン類の回収及び破壊の実施を確保するための措置等を講じる。
3.進捗状況 平成 15 年度におけるフロン回収破壊法の施行状況は以下のとおりである。 フロン類回収業者等の登録数（平成 16 年 4 月 1 日現在） 第一種フロン類回収業者の登録数 25,637 第二種特定製品引取業者の登録数 63,798 第二種フロン類回収業者の登録数 26,927 国（経済産業大臣、環境大臣）の許可を受けたフロン類破壊業者数（平成 16 年 4 月 1 日現在） 76 特定製品からのフロン回収・破壊量の実績（回収量については平成 14 年度実績） ・第一種特定製品（業務用冷凍空調機器）からのフロン類の回収量 約 1,958 トン（平成 14 年 4 月～平成 15 年 3 月） ・第二種特定製品（カーエアコン）からの半年分のフロン類の回収量 約 389 トン（平成 14 年 10 月～平成 15 年 3 月） ・フロン類破壊業者によるフロン類の破壊量 約 2,431 トン（平成 15 年 4 月～平成 16 年 3 月）
4.今後の課題・見直しの方向性 ・ 第一種特定製品からのフロン類の回収率向上方策の検討 ・ 断熱材に含まれるフロン類の回収及び破壊等に係る調査研究の推進、必要な措置の検討

個別法・個別施策の進捗状況調査票（様式2）

府省名 国土交通省

関係府省名 _____

<p>1.個別法・個別施策の名称：</p> <p>11. 主な個別物品の廃棄物・リサイクル対策 食品廃棄物等からのバイオディーゼル燃料等の品質評価、安全・環境影響評価、自動車走行実験等の実施（14年度～）</p>
<p>2.個別法・個別施策の概要</p> <p>バイオディーゼル燃料等の自動車への使用について、実車等を用いた排出ガス・安全性試験等を実施し、自動車の安全・環境性能及び車両側対応技術等の評価を行う。</p>
<p>3.進捗状況</p> <p>バイオディーゼル燃料を軽油に添加して使用した場合の排出ガス性状及び安全性等に与える影響について調査を実施中。</p> <p>バイオマス燃料を専用とする自動車の開発を目的として、平成16年6月にバイオマス燃料対応自動車開発促進事業検討会を設置し、バイオマス燃料対応自動車の事業計画を策定した。</p>
<p>4.今後の課題・見直しの方向性</p> <p>バイオディーゼル燃料を軽油に添加して使用した場合の排出ガス性状及び安全性等に与える影響について、引き続き調査する。</p> <p>バイオディーゼル燃料専用車を試作し排出ガス・安全・耐久性能を行うことにより、バイオディーゼル燃料専用車が環境・安全面で満たすべき車両側対応技術等を明確にする。</p>

個別法・個別施策の進捗状況調査票（様式2）

府省名 国土交通省

関係府省名 _____

1. 個別法・個別施策の名称： 1 1 . 主な個別物品の廃棄物・リサイクル対策 FRP船のリサイクルに向けた対策の検討（平成14年度～）
2. 個別法・個別施策の概要 FRP船の適正な処理手段を確保し、不法投棄、放置艇の沈没船化等社会的問題に対処するとともに、循環型社会の構築や資源の有効活用等の社会的要請に応えるため、民間におけるリサイクルシステムの事業化を促進するための制度基盤を整備するなど政策的に誘導することで、効率的なリサイクルシステムの早期導入を図る。
3. 進捗状況 FRP船のリサイクルについては、14年度に開発したリサイクルプラントを改良し、リサイクル工程を一貫して行う総合実証試験を実施することにより、プラントの性能及びリサイクルの実効性を確認した。 また、リサイクルシステム構築に向け、関係者の役割分担、費用負担・徴収方法、リサイクルシステムの必要機能等について検討を行った。
4. 今後の課題・見直しの方向性 FRP船のリサイクルについては、これまでの調査検討等により、必要な技術を確立し、実行性を確認した。 今後は、リサイクルシステム構築に向け、制度化のために必要な措置等の検討を引き続き進めていく。

個別法・個別施策の進捗状況調査票（様式2）

府省名 環境省

関係府省名 国土交通省

1.個別法・個別施策の名称：主な個別物品の廃棄物・リサイクル対策
2.個別法・個別施策の概要 ガソリンエンジン及びディーゼルエンジンに使用することが想定されるバイオマス燃料、DME(ジメチルエーテル)、GTL (Gas to liquid) といった石油系燃料の代替燃料については、地球温暖化防止に向けた二酸化炭素排出量の削減等の観点から注目されているところであるが、現在これら燃料を使用した場合の自動車排出ガスへの影響や車両に与える影響等については十分に検証されていない状況にある。 このため環境省及び国土交通省は、大気汚染防止法に基づく燃料の性状に関する許容限度及び道路運送車両の保安基準に基づく燃料の規格においてこれら石油代替燃料に関する規定を策定することを視野に入れ、学識経験者等から構成する「石油代替燃料の環境性能等調査検討会」を設置し、石油系燃料の代替燃料が自動車排出ガスに及ぼす影響及び車両に与える影響等について調査を実施することとした。
3.進捗状況 平成 15 年度調査において、下記の知見を得た。 BDF (バイオディーゼル燃料) をエンジンで燃焼させた場合、排出ガス中に含まれる PM 中の SOF (可溶有機分) 成分が大幅に増加する。 この SOF 成分は、触媒により分解されやすい物質であるので、酸化触媒を備えたディーゼル車で BDF を使えば、結果的に軽油で運転した時より PM 排出量を低減できる。 BDF の混合率を高めるとエンジン排出ガス中の CO の量が増加する傾向。 排出ガス中の NOx については、わずかに増加する。 酸化能力の強い触媒を装着した場合、エンジンで生成した CO と HC は、いずれも大きく低減され、BDF 混合率の影響がほとんど現れない。 以上のことから (1) BDF は、燃焼時にエンジンから出る CO や SOF 等の排出特性を見ると、それ自体クリーンな燃料とは言えない。 (2) BDF 使用の際は、酸化能力の高い触媒の装着が望ましい。 (3) CO、NOx については、軽油使用時と比較してほぼ同等かやや増加する傾向にあって差はなく、HC は減少する傾向が見られた。
4.今後の課題・見直しの方向性

平成15年度の結果から、BDFの燃焼特性の違いやBDF組成と燃焼生成物との関連性について更なる調査、解析を行う。

個別法・個別施策の進捗状況調査票（様式2）

府省名 環境省

1.個別法・個別施策の名称：不法投棄・原状回復対策
2.個別法・個別施策の概要
<p>産廃特措法は、以下の事案による生活環境保全上の支障除去等事業について財政支援を行うものである。</p> <ul style="list-style-type: none">・廃棄物処理法の平成9年改正法の施行前（10年6月以前）の不適正処分により、・生活環境保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められ、かつ、・その支障の除去等の措置が原因者の無資力等により履行されない場合に、都道府県等が代執行するもの <p>産廃特措法の適用にあたっては、法に定める基本方針に基づき都道府県等が実施計画を策定し、環境大臣の同意を得なければならない。</p>
3.進捗状況
<p>平成 15 年</p> <p>6月18日 産廃特措法施行</p> <p>10月3日 産廃特措法に基づく基本方針の策定</p> <p>12月9日 香川県実施計画に環境大臣同意（香川県豊島事案）</p> <p>1月21日 青森県、岩手県実施計画に環境大臣同意（青森・岩手県境事案）</p>
4.今後の課題・見直しの方向性
<p>産廃特措法の対象となりうる不適正処理事案の実態等について、基本データを整備するとともに、都道府県等による実施計画の策定について所要の助言を行う。</p>

個別法・個別施策の進捗状況調査票（様式2）

府省名 環境省

関係府省名 _____

1.個別法・個別施策の名称：13．産業廃棄物の最終処分場の整備
2.個別法・個別施策の概要 <p>毎年、調査により、全国の産業廃棄物最終処分場の残存容量及び残余年数を把握し、公表している。</p> <p>また、公共関与による産業廃棄物処理施設の整備促進のため、平成12年度より、「産業廃棄物処理施設モデル的整備事業」により、都道府県、PFI事業者または廃棄物処理センターが行う産業廃棄物の最終処分場等の施設整備に対して国庫補助を行っている。</p>
3.進捗状況 <p>平成15年度末に公表した産業廃棄物最終処分場の残余年数は、平成13年度末現在で、全国で4.3年、首都圏（1都7県）で1.1年、近畿圏（2府5県）で2.2年であり、特に大都市圏において残余容量が著しく不足している。</p> <p>また、産業廃棄物処理施設モデル的整備事業による公共関与最終処分場に対する国庫補助については、平成15年度において、5事業者が整備する産業廃棄物の管理型最終処分場に対して国庫補助を行った。</p>
4.今後の課題・見直しの方向性 <p>廃棄物の排出抑制、リサイクルの推進とともに、最終処分場容量の確保に努める必要がある。特に大都市圏において、最終処分容量確保策を講じる必要がある。</p> <p>また、民間事業者による最終処分場建設が進まない現状にあるため、公共関与による産業廃棄物最終処分場の整備を促進する必要がある。</p>

個別法・個別施策の進捗状況調査票（様式2）

府省名 内閣府

関係府省名 文科・農水・経産・国交・環境

1.個別法・個別施策の名称：14．技術開発 ゴミゼロ型・資源循環型技術研究イニシアティブの実施（14年度～）
2.個別法・個別施策の概要 （目的） 資源消費とゴミ発生が少なく、しかも環境負荷を最小化するような物質循環・低環境負荷型の技術とシステムの開発を行う。 （推進体制） 本イニシアティブに（ ）循環型社会創造支援システム開発プログラム、（ ）リサイクル技術・システムプログラム、（ ）循環型設計・生産プログラム、（ ）適正処理処分技術・システムプログラムを設定し、各プログラムに各省のプロジェクトを統合し、産学官連携で推進する。
3.進捗状況 15年度はイニシアティブ研究会合を2回、合同プログラム研究会合、バイオマス関連研究報告会を各1回開催し、各省の研究者と外部有識者による意見交換と情報共有を行った。また、イニシアティブ登録課題について課題マップを作成し、それを盛り込んだ「ゴミゼロ型・資源循環型技術研究の現状」報告書を取りまとめた。 各プログラムの進捗として、（ ）リサイクル技術・システムプログラム、（ ）循環型設計・生産プログラム、（ ）適正処理処分技術・システムプログラムにおいて進展が見られる。特に、（ ）では、廃プラスチック処理でサーマルリサイクルとケミカルリサイクルに関する技術の完成度が高くなっている。（ ）では、廃棄物処理過程において発生する金属や焼却灰などを回収する技術開発が進んでいる。また、現在埋め立てされている場所からごみを取り出して、今のごみと同時に処理する方式も開始された。
4.今後の課題・見直しの方向性 （ ）循環型社会創造支援システム開発プログラムについては一層の取り組みの推進が必要である。具体的には、社会的ゼロエミッションのための産業間リンクに結びつく研究や、生産システム自体を循環型に転換していくための素材技術や設計・製造技術に関する研究開発の充実が課題である。

個別法・個別施策の進捗状況調査票（様式2）

府省名 農林水産省

関係府省名 内閣府・総務省・文部科学省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省

1.個別法・個別施策の名称：15「バイオマス・ニッポン総合戦略」(平成14年12月27日閣議決定)
2.個別法・個別施策の概要 ・地球温暖化の防止、循環型社会の形成、戦略的産業の育成、農林漁業・農山漁村の活性化を目的とし、平成14年12月に「バイオマス・ニッポン総合戦略」を閣議決定し、平成22年を目途に、バイオマスの総合的な利活用に向けた取組を推進（廃棄物系バイオマス利活用80%以上等（平成22年目標））。
3.進捗状況 ・関係府省の連携を図るための「バイオマス・ニッポン総合戦略推進会議」（平成15年2月27日発足）、民間の創意工夫を取り入れるための学識経験者等からなる「バイオマス・ニッポン総合戦略推進アドバイザーグループ」（平成15年4月9日発足）を設置、また、関係省の地方出先機関の連携強化を図るための地方推進体制も整備し、政府内のみならず、地方自治体やNPOなども含め官民一体となり、バイオマスの総合的な利活用に向けた取組を推進。
4.今後の課題・見直しの方向性 ・平成22年において、廃棄物系バイオマスの80%、未利用バイオマスの25%利活用等の「バイオマス・ニッポン総合戦略」に掲げる目標の達成に向け、バイオマス産業が自立するための競争条件の整備、地域の取組をその活性化につなげるための支援、生産、収集・輸送、変換、利用のための技術開発に関する戦略を関係各府省の連携・協力の下進めていくことが重要。また、地球温暖化対策推進大綱の第1ステップにおける対策・施策の進捗状況の評価等を踏まえ、「バイオマス・ニッポン総合戦略」の見直しを実施予定。

個別法・個別施策の進捗状況調査票（様式2）

府省名 経済産業省

関係府省名 環境省・農水省・国交省他

1.個別法・個別施策の名称：地球温暖化対策
2.個別法・個別施策の概要
<p>京都議定書に定められた、2008年～2012年における我が国の温室効果ガスの総排出量を1990年比6%削減するとの約束を達成するとともに、更なる地球的・長期的な排出削減へと導く必要がある。</p> <p>このため、現在、地球温暖化対策推進大綱（平成14年3月19日地球温暖化対策推進本部決定）に基づき、</p> <ul style="list-style-type: none">エネルギー起源二酸化炭素の排出抑制対策非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の排出抑制対策代替フロン等3ガスの排出抑制対策革新的な環境・エネルギー技術の研究開発国民各界各層による更なる地球温暖化防止活動温室効果ガス吸収源対策京都メカニズムの活用 <p>等を政府一体となって推進している。</p>
3.進捗状況
<p>エネルギー起源二酸化炭素におけるエネルギー需要面の排出抑制対策として、産業部門では、各業種・団体の自主行動計画の実施状況のフォローアップを行うとともに、3業種について工場点検を行った。民生部門では、特定建築物の新築・増改築の省エネルギー措置の届出を義務化した改正省エネ法により、新築建築物の平成11年省エネ適合率は約65%（速報値）となった。運輸部門では、LPG乗用自動車をつまみランナー対象機器として追加し、自動車グリーン税制による軽減対象としたほか、燃料電池の基盤的技術の開発、実証実験、規制の再点検、基準の整備に向けた調査・検討等を進めた。エネルギー供給面の排出抑制対策として、RPS法（電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法）が全面施行されたほか、新エネルギー導入を行う地方公共団体、事業者等に対する補助を実施した。</p> <p>非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の排出抑制対策としては、目標を事業の量から達成される成果（アウトカム目標）に変更した「廃棄物処理施設整備計画」を策定した。</p> <p>代替フロン等3ガスの排出抑制対策として、フロン回収破壊法・家電リサイクル法に基づき、冷媒として機器に充填されたHFCの回収等の取組を進めたほか、16年度からのグリーン購入法の対象として、ノンフロン冷蔵庫、一部のノンフロン断熱材等を規定した。</p> <p>革新的な環境・エネルギー技術の研究開発については、総合科学技術会議において「地</p>

地球温暖化研究イニシャティブ」により対策技術の研究開発を推進するとともに、研究開発の推進方策に関する報告をとりまとめ、関係各大臣への意見具申、「平成 16 年度の科学技術に関する予算、人材等の資源配分方針」への反映を行った。

国民各界各層による更なる地球温暖化防止活動の推進として、「環の国くらし会議」で提案された「CO2 削減・百万人の環」消灯キャンペーン、関係 4 省庁からなる「エコドライブ普及連絡会」によるエコドライブの普及を図った。

森林吸収源対策の第 1 ステップとして推進体制の整備に向け、森林の整備・保全の重点的な実施、林業労働者の確保、木材の利用拡大、木質バイオマスエネルギー利用施設の整備等に取り組んだほか、我が国の吸収量の国内報告・検証体制について検討した。

京都メカニズムの活用については、事業者が実施する費用対効果の高い技術を導入する CDM/JI プロジェクトについて、事業者に対して費用の一部を支援する事業を開始した。また、国別登録簿の整備等京都メカニズム活用に必要な措置を講じており、これまでの事業承認件数は共同実施 1 件、クリーン開発メカニズム 5 件である。

地球温暖化対策の国際的連携の確保のため、COP9（気候変動枠組条約第 9 回締約国会議）において、京都議定書の早期発効の重要性について各国に改めて呼びかけるとともに、全ての国の排出削減努力及び共通ルールの構築が必要であることを再確認した。

このほか、温室効果ガス排出量・吸収量算定のための国内制度の整備、総合科学技術会議の地球温暖化研究イニシャティブのもとでの関し・観測態勢の強化及び調査研究の推進、その他の施策を推進した。

4. 今後の課題・見直しの方向性

平成 16 年度は地球温暖化対策推進大綱の評価・見直しの年にあたり、現在、中央環境審議会、総合資源エネルギー調査会、産業構造審議会、交通政策審議会、社会資本整備審議会、林政審議会等の関係審議会において審議を進めている。今後、審議の結果を踏まえ、政府全体として追加的対策・施策の導入に向けた調整を行う予定。